

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 諮問事項

(安全保障会議設置法第二条関係)

国家安全保障会議（以下「会議」という。）に諮ることとされている事項のうち、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処、自衛隊の活動、国防並びに重大緊急事態への対処に関する重要事項は、内閣総理大臣が必要と認めるものについて会議に諮らなければならないこと。

二 資料提供等の協力義務の明確化

(安全保障会議設置法第六条関係)

内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないこと。